



福岡医発第1711号(地)

平成22年11月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県看護師職場復帰支援事業の実施について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より、医療機関等における看護職員不足に対処するため、社団法人福岡県看護協会に委託して実施する旨、別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本事業は、子育て等により離職した看護職員の職場復帰を支援することを目的として、復職を希望する看護職員を研修業務受託医療機関で新たに雇用し、看護業務に従事させるとともに、看護技術を再習得するための研修を実施することで、円滑な職場復帰を図るものです。

受託医療機関は、受入れた復職希望者に現場で実務研修を行い、その期間中（平成23年3月31日まで）の人件費については、一人当たり月額263,928円（日額12,568円）を上限として本事業から支払われ、事業終了後（平成23年4月1日から）に当該職員を正式に雇用することになります。220名を上限として実施されますが、現在のところ受入れ施設登録数79施設、復職希望者登録数60名で、実際に受入れ（マッチング）が成立しているのは30施設34名とのことであり、さらなる事業の拡大を図るため、受託施設の募集について協力を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、次年度の看護職員採用にあたり、本事業の研修業務受託を希望される場合には、別添の登録申請書により、社団法人福岡県看護協会（FAX：092-631-1223）に直接申請下さいますよう、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

看護師職場復帰支援事業

1. 目的

潜在看護職員（免許を持ちながらも看護職員として勤務していない者）に対し、事前研修として医療安全・最近の医療・看護等についての講義や看護技術に関する演習を行った後、医療機関で実務研修の一環として看護ケアを提供しながら看護技術を再習得し、潜在看護職員の円滑な職場復帰を図り、看護職員の供給を図るもの。

2. 概要

- (1) 事前研修・実務研修を通じて、復職に必要な基礎的な看護の知識や技術を学び直すことができます。
- (2) 復職希望者を雇用し、研修を実施した医療機関に人件費分を補助します。（3月末まで）
- (3) 研修実施期間中だけでなく、その後の就業についてフォローアップします。

3. 対象

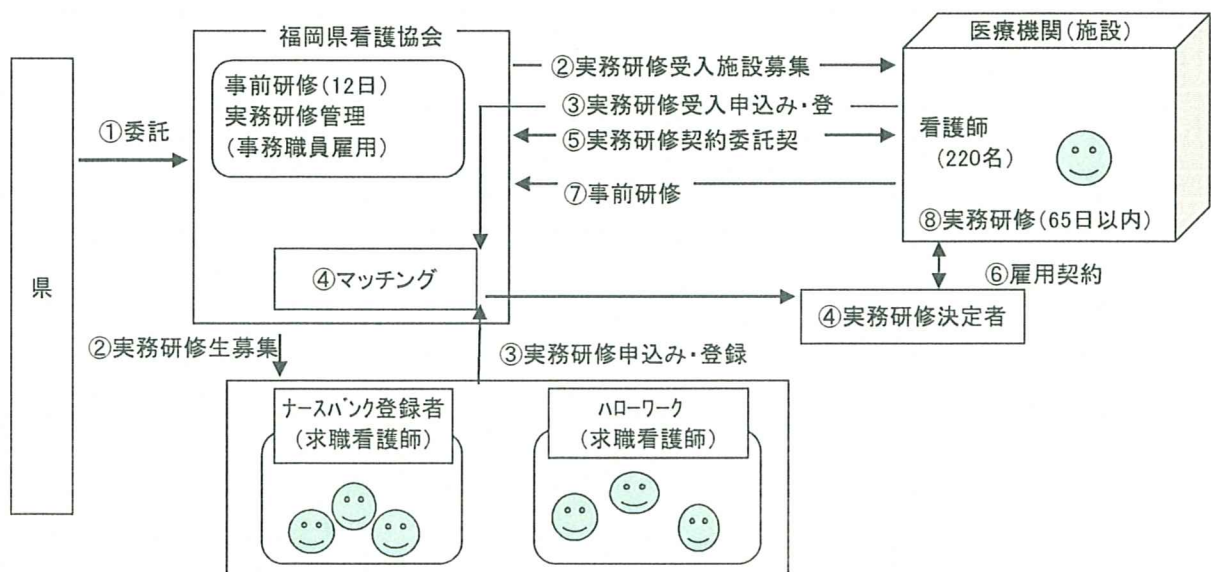
- (1) 復職希望者
 - ・保健師、助産師、看護師及び准看護師の資格を有する者
 - ・現在無職で原則として、看護の職を離職して3ヶ月以上経過している者（3ヶ月未満の場合は要相談）
- (2) 受入協力施設
 - ・県内に所在する施設
 - ・研修生の指導ができる施設

4. 現在の状況（平成22年11月16日時点）

実務研修予定者（予算計上数） 220名

受入登録施設数	79施設	⇒	30施設 34名が受講見込み （その他はマッチング中、辞退等）
復職希望者数	60名		

5. 事業スキーム



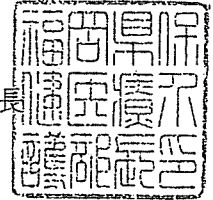


22医指第2427号

平成22年11月4日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



福岡県看護師職場復帰支援事業の実施について

平素より看護行政の推進について、特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、医療機関等における看護職員不足に対処するため、看護師職場復帰支援事業を社団法人福岡県看護協会への委託事業として開始しております。これは、子育て等により離職した看護職員の職場復帰を支援することを目的として、復職を希望する看護職員を医療機関で新たに雇用し、看護業務に従事させるとともに、看護技術を再習得するための研修を実施することで、円滑な職場復帰を図るものです。

つきましては、当該事業の趣旨を御理解いただき、貴会会員へ御周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部医療指導課
看護指導係 担当：梶田

TEL：092-643-3276

FAX：092-643-3277



福岡県看護師職場復帰支援事業実施要領

1 目的

看護師職場復帰支援事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に基づき、医療機関における看護職員不足に対処するため、子育て等により離職した看護職員の職場復帰を支援する。

2 事業内容

復職を希望する看護職員を医療機関で新たに雇用し、看護業務に従事させるとともに、看護技術を再習得するための研修を実施し、最新の看護技術等を習得させる。

3 事業期間

平成22年10月8日から平成23年3月31日までとする。

4 実施主体

事業の実施主体は福岡県とする。ただし、県は社団法人福岡県看護協会（以下「県看護協会」という。）に業務を委託し、県看護協会は、研修業務を医療機関へ委託し実施するものとする。

5 県看護協会の業務

福岡県が県看護協会に委託する業務は、以下のとおりとする。

- (1) 復職希望者（以下「看護職員」とする。）の募集及び登録
- (2) 研修業務受託希望施設（以下「医療機関」とする。）の募集及び登録
- (3) 看護職員と医療機関とのマッチング
- (4) 医療機関が作成する研修計画の作成支援及び承認
- (5) 医療機関との委託契約の締結、契約履行の確認及び委託料の支払
- (6) 事前研修の実施
- (7) 復職者及び研修指導者に対する職場復帰に関するアンケート調査票の作成、調査の実施及び調査結果の取りまとめ

6 事業の対象となる看護職員

事業の対象となる看護職員は、以下に掲げる要件を全て満たす者とし、県看護協会が指示する手続きに従って申請するものとする。

- (1) 保健師、助産師、看護師及び准看護師免許の取得者。
- (2) 職を有しておらず、原則として、看護の職を離職して3か月以上経過している者。
- (3) 概ね週30時間以上勤務できる方。
- (4) 原則として、研修修了後も引き続き勤務できる方。

7 事業の対象となる医療機関

事業の対象となる医療機関は、以下に掲げる要件を全て満たすこととし、県看護協会が指示する手続きに従って申請するものとする。

- (1) 未就業看護職員を新たに雇用すること。
- (2) 県内に所在し、研修業務の受託を希望した医療機関。
- (3) 研修指導員が配置され、教育プログラムの立案、実施が可能な施設。

8 事業の対象となる研修

以下に掲げる要件を全て満たす研修とする。

- (1) 新たに雇用した潜在看護職員に対する研修であること。
- (2) 職歴、離職期間等を考慮して作成された研修計画に基づく研修であること。
- (3) 研修期間が雇用の日から77日以内であること。

9 委託事業内容

復職希望者を新規に雇用する医療機関に対し、当該看護職員の復職に資する研修を委託する。

(1) 事業計画書の提出

医療機関は、事業実施にあたり、事業計画書（研修期間中の研修計画等）を作成し、県看護協会に提出するものとし、県看護協会は当該事業計画の内容を審査した上で、医療機関と委託契約を締結するものとする。

(2) 委託契約

県看護協会と事業計画書の承認を受けた医療機関は、事業に関する委託契約を締結するものとする。

なお、当該委託契約期間経過後は、受託者である医療機関において、継続雇用に努めるものとする。

(3) 研修に関する報告

ア 看護職員の新規雇用報告

看護職員を新規雇用したときは、医療機関は雇用契約書の写しを添えて、県看護協会に報告するものとする。

イ 研修実施状況報告

医療機関は、前月の研修状況について、実施状況報告書を県看護協会に報告するものとする。

ウ 研修修了報告

医療機関は、研修が修了したときは、事業実績報告書を県看護協会に報告するものとする。

エ 雇用契約の解消報告

当該看護職員との雇用契約を委託契約期間中に解消したときは、解消に至った理由を県看護協会に報告するものとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、研修計画に定めた研修の修了を要件とする。

また、委託料の対象経費は、医療機関が負担した当該看護職員の研修の人件費（賃金及び法定福利費）の支払額及び事務費とする。

ア 人件費

所定労働時間を勤務する者として雇用された看護職員については、1人当たり月額263,928円（日額12,568円）を上限とする。

また、所定労働時間を短縮して勤務する者として雇用された看護職員については、勤務時間数に1,570円を乗じて得た額を上限とする。

（ただし、給与額は雇用された医療機関の給与体系に準じた額とする。）

イ 事務費

対象経費は、新規雇用する看護職員がOJTで使用する資材に係る費用、ユニホーム代等とする。なお、1人あたり勤務日数25日ごとに10,000円を交付できるものとし、30,000円を上限とする。

10 書類の整備

基金事業実施にあたっては、関係帳簿類を整備し、適切な事業運営に努めなければならない。また、関係帳簿類については、基金事業終了後5年間は保管しなければならない。

看護師職場復帰支援事業実務研修

もう一度「看護」
したい！

看護師さんが
欲しい！

そんな皆さんの 架け橋に！

この研修は、ブランクのある看護職員の円滑な職場復帰を支援するとともに、医療機関の人材確保を図ることを目的として実施します。

概 要

研修期間	平成22年11月～23年3月まで	募集人数	220名
研修場所 及び内容	事前研修（医療安全・最近の医療・看護等について講義・演習） Aコース ナースプラザ福岡（福岡市東区馬出4-10-1） Bコース 小倉興産KMMビル4階（北九州市小倉北区浅野2-15-1） 実務研修（各受入施設の研修計画に基づき実施） 研修生が希望する福岡県内医療機関		

事業の特色

- ブランクのある看護職の方も安心してカムバック
復職に必要な基礎的な看護の知識や技術を事前研修・実務研修をとおして学び直すことができます。研修期間中もお給料が支給されます。
- 復職希望者を雇用し、研修を実施した施設に業務委託費を支給
研修生と雇用契約を結び、実働日数77日以内（事前研修10日程度・実務研修67日程度）の業務委託費を支払います。
- ナースセンターが全面的にサポート
復職希望者および受入施設に対して、研修実施中だけでなくその後の就業についてフォローアップします。

研修参加者 募集

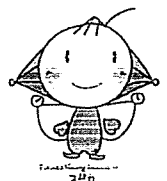
- 保健師・助産師・看護師及び准看護師のいずれかの資格を有している方
- 現在未就業で、離職後3ヵ月以上経過している方

受入協力 施設募集

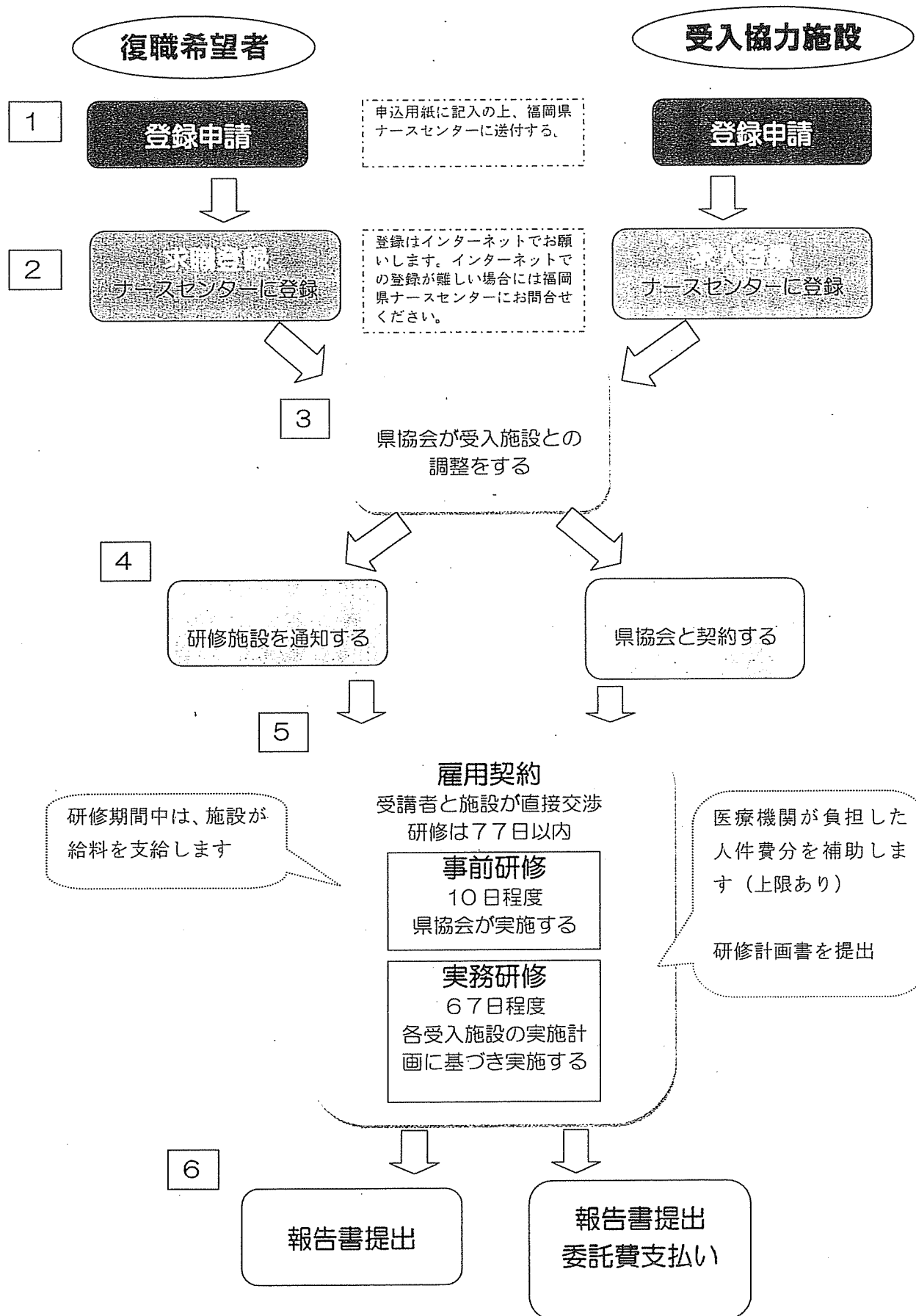
- 県内に所在する医療機関
- 研修生の指導ができる体制をとれる施設

参加申込 お問合せ

社団法人福岡県看護協会 福岡県ナースセンター（担当：大賀・田中）
〒812-0054 福岡市東区馬出四丁目10-1 ナースプラザ福岡
TEL：092-631-1221（直通）
FAX：092-631-1223（直通）
ホームページ：http://www.fukuoka-kango.or.jp/



研修の流れ



番 号
平成 年 月 日

社団法人福岡県看護協会 様

申請者 所 在 地
法 人 名
医療機関名
代 表 者

看護師職場復帰支援事業実施医療機関登録申請書

福岡県看護師職場復帰支援事業の趣旨を理解し、復職希望者を雇用し、職場復帰研修業務を受託することを希望するので、登録を申請します。

担当者	役職名		氏 名	
連絡先	TEL	(内線)	FAX	
受入人数	人			
ナースセンターへの求人登録	あり	(求人番号 S-) *不明の場合は空欄で結構です	なし	
研修を何で知りましたか	県協会からの案内・新聞・フリーペーパー・その他 ()			
その他	※何か連絡事項等あれば、お書きください。			

注意事項

1. 申請書は福岡県ナースセンターあてに郵送してください。
2. 受講生は研修希望者と受入施設と調整のうえ、決定します。なお、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
3. 申請と同時にインターネットで求人登録をしてください。インターネットでの登録が難しい場合には福岡県ナースセンターにお問合せください。

【お問合せ・申込先】

〒812-0054 福岡市東区馬出四丁目 10-1 ナースプラザ福岡
社団法人福岡県看護協会 ナースセンター 担当：大賀・田中
TEL:092-631-1221 FAX:092-631-1223